



暮らし

飲酒運転は 厳罰です！

問い合わせ
自治振興係

飲酒運転は、運転者はもちろんのこと、車両・酒類を提供した人や同乗した人も罰則等の対象になります。周りの皆さんも、運転者が飲酒することのないよう注意しましょう。

また、飲酒運転は重大な交通事故にも繋がります。飲酒が予想される場所には、車で出かけないようにしましょう。

●飲酒運転に係る主な罰則

▽酒酔い運転をした場合／運転者本人・車両提供者⇨5年以下の懲役または100万円以下の罰金、酒類提供者・同乗者⇨3年以下の懲役または50万円以下の罰金

▽酒気帯び運転をした場合／運転者

本人・車両提供者⇨3年以下の懲役または50万円以下の罰金、酒類提供者・同乗者⇨2年以下の懲役または30万円以下の罰金

不法投棄・不法焼却は 絶対にやめましょう

問い合わせ
廃棄物対策係

ごみの不法投棄・不法焼却は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により禁止されています。

不法投棄や不法焼却をした場合は、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下)、もしくはその両方が科せられます。厚岸町の豊かな自然環境を次の世代に残していくため、ごみの不法投棄や不法焼却は絶対にやめましょう。

また、ごみの不法投棄や不法焼却を発見した場合は、厚岸警察署(☎52-0110)または役場環境林務課へ通報してください。

10月はレッドカードを6枚使用しました。分別表をよく見て、正しい分別でごみを出しましょう。

節電で環境に優しい 生活をしませんか

問い合わせ
環境衛生係

電気の使い方を意識することで家計にも優しく無理のない節電を続けることができます。

▽照明器具⇨白熱電球をLED電球に交換する

▽テレビ⇨省エネモードに設定する、

画面の輝度を最適(最大↓中間)にする

▽冷蔵庫⇨食品などはいっぱいに詰め込まず、半分程度にする

▽掃除機⇨部屋を片付けてからかけることで使用時間を短縮する

また、電気ポット、炊飯器、パソコンを長時間使わないときはプラグを抜きましょう。

制度

子育て世帯生活支援 特別給付金を支給します

問い合わせ
子育て健康推進係
53-3333

国では、食費などの物価高騰の影響を特に受けた低所得者の子育て世帯に対し、特別給付金を支給します。

●支給額／児童1人あたり5万円

●対象児童／平成17年4月2日から令和6年2月29日までに生まれた児童(0歳から18歳未満)

※特別児童扶養手当の対象である障がい児は、平成15年4月2日生まれ以降の児童(20歳未満)

●対象者／次のいずれかに該当する人

▽令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者(支給済み)

▽令和5年度住民税均等割が非課税の人(平成17年4月2日から平成20年4月1日に生まれた児童を養育する人は申請が必要)

▽令和5年1月以降の収入が急変し、

令和5年度分の住民税均等割が非課税相当であると認められる人(申請が必要)

●申請期間／令和5年6月1日から令和6年2月29日まで

※令和6年3月分の児童手当等の認定請求などをした場合は、令和6年3月15日まで

●申請先／保健福祉総合センター

保健

新型コロナウイルスの お知らせ

問い合わせ
健康推進係
53-3340

町では、新型コロナウイルスの接種を行っています。

初回接種(1・2回目)を完了している生後6カ月以上の人を対象に、案内を送付しています。

接種を希望する人は、案内に従って予約をしてください。

また、初回接種を希望する人は、健康推進係までお問い合わせください。

なお、新型コロナウイルス接種は、3月末で終了します。1月から3月までの間で接種を希望する人は、健康推進係へ日程をご確認ください。

コールセンターとインターネット予約サイトでの予約受け付けは、12月27日で終了します。

令和6年1月4日からの予約受け付けは、健康推進係で行います。